

○大多喜町高速バス利用増大対策事業補助金交付要綱

平成27年12月11日

告示第76号

改正 平成28年5月20日告示第44号

平成29年2月21日告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川大多喜間の高速バス（以下「高速バス」という。）の利用者の増大を図るため、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 高速バスの利用者が1年間で120人以上見込まれる町内の法人
- (2) その他町長が必要と認める者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、共通回数乗車券で乗車した場合は、補助金を支給しない。

- (1) 大多喜品川区間 1人当たり片道370円以内
- (2) 大多喜羽田空港区間 1人当たり片道340円以内

(登録申請書)

第4条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者は、高速バス補助対象事業者登録申請書（別記第1号様式）を、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を確認の上、適当と認めるときは、高速バス補助対象事業者登録台帳（別記第2号様式）に登録し、高速バス補助対象事業者登録決定通知書（別記第3号様式。以下「登録決定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

(利用の事前報告)

第5条 補助対象者は、高速バスを1便10人以上で乗車する場合は、あらかじめ乗車する期日、時間及び人数を、速やかに町長に報告するものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高速バス利用増大対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第4号様式）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

（1） 高速バス料金の領収書の写しその他の書類により高速バスの利用及び乗車人員が確認できる書類

（2） その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第7条 町長は、前条の実績報告を受けた場合において報告書の内容を精査し、適合と認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金等交付決定通知書兼確定通知書（別記第5号様式）により当該補助対象事業者等に通知するものとする。

（補助の特例）

第8条 町長は、前2条の規定にかかわらず、登録決定通知書の通知を受けた者が大多喜町役場において共通回数乗車券の購入を希望する場合は、1冊9,000円で販売することができる。ただし、第2条第2号の規定の適用を受ける者で町長が必要と認める場合は、販売額を別に定めることができる。

2 前項の規定により販売する共通回数乗車券には、割り引いた事由を表示しなければならない。

（払戻し、譲渡等の禁止）

第9条 前条の規定により補助を受けて購入した者は、共通回数乗車券の払戻し又は譲渡、贈与若しくは貸与（以下「払戻等」という。）をしてはならない。

（補助金の返還）

第10条 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者又は払戻等をした者は、当該補助に係る費用の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年12月15日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年5月20日告示第44号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年2月21日告示第10号)

この告示は、公示の日から施行する。